<診断基準>

1. 主要項目

- (1) 自覚症状ならびに身体所見
 - ① 四肢・躯幹のしびれ、痛み、感覚障害
 - ② 四肢・躯幹の運動障害
 - ③ 膀胱直腸障害
 - ④ 脊柱の可動域制限
 - ⑤ 四肢の腱反射異常
 - ⑥ 四肢の病的反射
- (2) 血液·生化学検査所見
 - 一般に異常を認めない。

(3) 画像所見

① 単純X線

側面像で、椎体後縁に接する後縦靱帯の骨化像または椎間孔後縁に嘴状・塊状に突出する黄色靱帯の骨化像がみられる。

② CT

脊柱管内に後縦靭帯または黄色靭帯の骨化がみられる。

③ MRI

靱帯骨化巣による脊髄圧迫がみられる。

2. 鑑別診断

強直性脊椎炎、変形性脊椎症、強直性脊椎骨増殖症、脊柱管狭窄症、椎間板ヘルニア、脊柱奇形、脊椎・ 脊髄腫瘍、運動ニューロン疾患、痙性脊髄麻痺(家族性痙性対麻痺)、多発ニューロパチー、脊髄炎、末梢神 経障害、筋疾患、脊髄小脳変性症、脳血管障害、その他。

3. 診断

画像所見に加え、1に示した自覚症状ならびに身体所見が認められ、それが靱帯骨化と因果関係があるとされる場合、本症と診断する。

<重症度分類>

下記の(1)、(2)の項目を満たすものを認定対象とする。

- (1) 画像所見で後縦靱帯骨化または黄色靱帯骨化が証明され、しかもそれが神経障害の原因となって、日常 生活上支障となる著しい運動機能障害を伴うもの。
- (2) 運動機能障害は、日本整形外科学会頸部脊椎症性脊髄症治療成績判定基準(表)の上肢運動機能 I と下 肢運動機能 II で評価・認定する。

頸髄症: Ⅰ上肢運動機能、Ⅱ下肢運動機能のいずれかが2点以下

(ただし、I、Iの合計点が7点でも手術治療を行う場合は認める。)

胸髄症あるいは腰髄症:Ⅱ下肢運動の評価項目が2点以下

(ただし、3点でも手術治療を行う場合は認める。)

日本整形外科学会頸部脊椎症性脊椎症治療成績判定基準(抜粋)

- I 上肢運動機能
 - 0. 箸又はスプーンのいずれを用いても自力では食事をすることができない。
 - 1. スプーンを用いて自力で食事ができるが、箸ではできない。
- _2._不自由ではあるが<u>、箸を用いて食事ができる。</u>__
 - 3. 箸を用いて日常食事をしているが、ぎこちない。
 - 4. 正常
 - 注1 きき手でない側については、ひもむすび、ボタンかけなどを参考とする。
 - 注 2 スプーンは市販品を指し、固定用バンド、特殊なグリップなどを使用しない 場合をいう。

Ⅱ 下肢運動機能

- 0. 歩行できない。
- 1. 平地でも杖又は支持を必要とする。
- 2. 平地では杖又は支持を必要としないが、階段ではこれらを要する。
- 3. 平地・階段ともに杖又は支持を必要としないが、ぎこちない。
- 4. 正常
- 注1 平地とは、室内又はよく舗装された平坦な道路を指す。
- 注 2 支持とは、人による介助、手すり、つかまり歩行の支えなどをいう。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。